

## 令和2年11月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年11月5日（木）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 15時15分
- 5 出席者  
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員  
その他の出席者  
栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、加藤生涯学習課長、大内山学校給食課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長
- 6 会議録署名委員  
中原委員、濱田委員

## 7 開 会

### ◎教育長

ただいまから令和2年11月定例教育委員会を開催いたします。本日の委員会の終了時刻でございますが、午後3時30分を予定しているところでございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

## 8 会議録署名委員の指名

### ◎教育長

前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和2年9月定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員にお願いいたします。

## 9 教育長報告

### ◎教育長

それでは早速、教育長報告に入っていきたいと思います。

10月に入りまして、各学校の色々なマスコミへの登場の仕方が増えてきているところでございます。これは、先週までの状況でお伝えしたいと思っておりますが、まずは、笛水小・中学校の岩瀬川発電所の見学、水力発電所でございますけれども、非常にいい経験になったみたいでございます。

そして次に、景観図画コンクール特選という形で、祝吉小学校1年の森本さん、それから、西小学校5年生の福丸さん、小松原中学校2年の吉原さん、この3名が入賞しております、つい最近まで、市役所のロビーに展示してありました。私も実物を見まして、大変すばらしいものであると思っております。また、ポスター等に使用されると考えておりますので、色々などころでご覧になる機会があるかもしれません。

続きまして、山之口小学校ですが、選挙の意義を学ぶということで、選挙管理委員会が出前授業をさせていただいております。今月は市長選を控えておりますけれども、選挙管理委員会の方々が今年は5校の学校に行っていただいて、出前授業をさせていただいております。

続きまして、沖水中学校ですが、「会話力や語学を磨いて」ということで、職業講座といたしまして、講

師を呼んでの授業が行われたということ。

続きまして、泉ヶ丘高校の菊池京子さんが、小村寿太郎侯顕彰弁論大会で最優秀賞を取ったということ。

それから、教育委員会内の話ですが、文化財課が「郷土の遺跡 興味深々」という形で、大島畠田遺跡を巡る体験学習会を開いた様子が新聞に報道されております。

また、美術館は、「自然・文化遺産を巡る旅」という題名で、今、郷土の画家等の作品が展示しているところでございます。

さて次に、報道からですが、いじめにつきまして、3年連続全国最多という、ちょっと衝撃的な新聞報道がなされました。各社10月23日にこの報道を行ったわけでございますけれども、昨年度の1年間のものでございますが、千人当たり122.4件のいじめ認知件数でございました。このことについて、色々と新聞が県の担当のほうにお伺いをしたところでございますが、まず、他県他市の状況等でございます。これは毎日新聞からでございますが、千人当たりの認知件数は、都道府県の平均は46.5件、そして、最多の宮崎県は、122.4件、先ほど申しましたとおりです。最少の佐賀県で13.8件、約9倍の差があるということでございます。政令市にいきますともっと差が開いておりまして、平均53.4件、そして、最多の新潟市では、239.3件、最少の岡山市では12.3件で、23倍も差があったという報道がなされました。どちらのほうをよしとするかというのは、非常に難しい問題ではあるのですが、文部科学省の見解からいきますと、認知は十分にしていきたい。平均よりも低いところは、文部科学省も「どういうことですか?」ということで、今、啓発をしているみたいです。

本市の状況ですが、国の調査に準じまして、本市が独自に調査をした結果でございます。小学校が認知した件数が1,015件、千人当たりに換算しますと106.8件でございました。中学校が123件、千人当たりに換算しますと27.7件、合計でいきますと1,138件が昨年度のいじめの認知件数です。千人当たりに直しますと82.6件という形になります。県のものよりは低いのですが、全国的の平均よりも高い値で認知をしているということでございます。

次のページにいきまして、このことについて宮崎県の担当者は、各校がいじめを早く見つけて解消することを目的に、積極的な認知に努めている結果だと、前向きに捉え、受け止めているとコメントをしております。私もこの意見には賛成でございまして、次の12月議会等でまたこういう話を聞かれるかと思いますが、その時にはこのようにお答えしようかなと思っています。県のいじめ問題対策委員会の委員長を務めます高橋高人先生、宮大の准教授でございまして、この方が「効果的な対応、知見の蓄積を」という題でコメントを出していらっしゃると思います。その内容4点についてお話をします。

1点目は、非常に多くの県内の児童・生徒がいじめによる困難を抱えたことは真摯に受け止めたい。2点目に、その一方で、いじめを積極的に認識しようとする教員と学校の姿勢がいじめ解消に向けた対応にもつながっている。3点目、いじめの深刻化と長期化のリスクを減らすためには、早期発見が重要だ。いじめの認知方法は、都道府県や学校教員で大きなばらつきがある。県独自のガイドラインによって、基準を示すことが有効であるということでございます。4点目に、各学校や学級で、いじめ未然防止の効果的な対応について知見を蓄積していく必要がある。このところは非常に重要なことであると思っております。また、校長会でも投げかけておきたいと考えております。

今後の本市の取組ですけれども、県教委としましては、毎年1回、全ての公立学校を対象に、無記名のアンケート調査をしまして、全体の傾向を把握しております。市教委としましては、各学校の独自アンケートを奨励しまして、担任教諭などが児童・生徒の話を一対一で聞く教育相談と組み合わせての問題の掘り起こしを行っていきたく考えています。

今後の課題としましては、市内学校間にも、実は認知の方法に差がありまして、宮崎県が公表したいじめの認知から解決までのガイドラインは今年の9月にできましたが、これを参考にしながら認知の差を埋めて

いきたいと考えております。

いじめ問題につきまして、今回クローズアップしてみましたけれども、このことについてご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

○赤松委員

この報道は私も新聞で見たのですが、大人に成長していく発達途中の段階にある子どもたちが6才になって学校に通うようになります。その中で子どもの力関係というのはどうしても起こりますので、いじめは起こることだと私は思っております。いじめが発生しないことに越したことはないけど、教育長の基本姿勢である「早く見つけて解消する」ことを目的に、積極的に認知に努める姿勢は一番大切なことだと思います。私どもが学校現場にいた頃は、教育相談週間を設けて、アンケートを取り、子どもたちと個別面談するようなことをしてきた事を思い出します。小さいいじめがおおごとになる前にきちんと解消してやる。その姿勢で対応する。そういうことをしておられるということに、非常に素晴らしいなと思いました。

市内各学校間に認知の方法に差があるというのは気になることです。大人とか、先生方、担任が見ていないところで起こるのがいじめです。人が見ている前でやるのは見たことないですから、それをどう把握するかということになりますので、各学校の校長先生が中心になって、きちんとアンテナを広げながら、色々な情報を様々な角度から収集する。そのようなことを今後もぜひご指導いただきたいと思っております。

◎教育長

ありがとうございます。ありがたいご意見をいただきました。また気を付けていきたいと思っております。

○岡村委員

都城市の取組のもとに、きめ細かに対応していただいていると私も考えております。

それにしましても、全国最多ということの結果、3年連続というところが非常に気になるところであります。宮崎県の担当者は、積極的な認知に努めている結果だとありますけれども、それであれば、家庭においては、これは積極的と言えないのかというような形になるのではないかと思っているところです。

今後の取組にあります県教委の取組、2期目のアンケート等をしているということですが、他県はそういうことをなされていないのか。宮崎県と他県の調査報告とどこが違うのかも一回検証していく必要があるのではないかと思います。宮崎県の子どもたちが他県と違う、変わるところはないと、同じだと思います。ただ、これはいじめだという受け取る感覚が研ぎ澄まされてきているということもあるのかなど。学校でそれぞれ人権意識の高揚、そちらのほうの教育が進んでいる結果というものもあるのかなど思っているところです。

いじめ解消といえますか、本当に子どもたちが楽しく学校生活、そして、人間関係を作っていけるような教育がなされていけばいいなと思っております。

◎教育長

ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

○濱田委員

質問ですが、学校の中で子どもたちがいじめを受けたときに、先生に知らせる方法はアンケートという方法のほかに、直接先生に相談するとか、どういうことをしなさいという教育がなされておられますか。

◎教育長

今のご質問でございますけれども、アンケートというのは広く、大きく調査をする。そういうところでは、活躍をしていると思っておりますが、9月に出ました県のいじめの認知からの解消までのガイドラインによりまして、こういうふうには書いてあります。認知の方法として、手段として、アンケートだけに頼るのではなく、あらゆる手段を講じる。これにつきましては、補足がありまして、日常の観察、教育相談、これは学期ごとに大体学校がやっています。それから、生活ノートというものを書かせます。その生活ノートからの情報を

得る。そして、いじめの被害を訴えている本人以外からのいじめの訴え、つまり友達ですね。友達が、「先生、あの子はいじめられています」と。結構、これは大きいのではないかなと思っています。このような手段を用いて、アンケートだけに頼るのではないということを書いていかなければならないと思っています。

○濱田委員

子どもたちが積極的にそういうふうには、こういう時はこうするべきだよということは、学校の中で教えていただいているということですか。

◎教育長

教科道徳の中で、必ず年間3回、いじめに関する題材が選ばれていまして、それを各学校で実施していると思います。そういう中で、ちょっと気になる場所があったら友達のことでもいいから先生に知らせてくださいというような教え方をしております。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○中原委員

こちらのほうにも解消率の数字は78.1%と出ておりますが、ここをもっとクローズアップしてもらいたいなと思いました。今、アンケートでも、ちょっとピンときたのが、我々大人の人間関係が招いているのではないかなと。それも一つ、ちょっと思い浮かんだのが、以前あった神戸での教師同士の問題です。ああいうようになると、きつとこういうものもクローズアップされないでしょうし、報告もしづらいでしょうし、子どもも見つけても言いにくいでしょうし、そうなりますと、県内でも教師同士のそういうものが校長先生方からのリーダーシップでびしっとされているのも一つなのかなと。悪い結果ではあるのですが、建設的に捉えるならば、そういう見方もできるのかなと。

そうしますと、そうしたガイドラインというものは、全国一律的なものであって、もっと解消率、これだけ起こったのだけれども、こういうふうにしてみんなで努力してやっていますというのも、大々的な報道を出していただきたいなと。でないと、心配だけが先に走ってしまいますので。子どもたちもどちらかと言うと、これは前向きに捉えて、ざっくり言うと正直に答えていますというか、そういうふうには捉えていきたい。しかしこれは事実でありますので、これに向けて、は実はこうだから、ほかの原因がこうだから、ということではなくて、解消率をぐっと高めていくと、新たな目標設定というのもまた見えてきたのではないかと感じたところです。

◎教育長

ありがとうございます。

重要なのは解消率ですね、そのとおりだと思います。県のほうでも、多すぎるのではないかなという意見もあるわけです。今回の県が作りましたガイドラインの中に、この項目が初めて出てきています。訴えがあったいじめのすべてが認知ではないと、一応、訴えて自分はいじめられましたでも、ちゃんと聞き取りをして、内容を調べてくださいという、そういうものが入ってきております。

具体的に言いますと、児童・生徒や保護者からの相談、無記名アンケートなどで、いじめの訴えがあった場合、すぐに認知ではなく、状況をしっかり把握した上で、組織的に判断することが重要ですよという文言も入ってきたような状況でございます。

こうしますと、今度はあまりにも減るのではないかと。そういうところでは、例えば、けんかとか捉えて認知漏れとなっている事例はないかというふうにはしっかりと振り返る。双方向のいじめとして認知する場合がありますよということも含めて、また交わりができたと思います。こういうことをしっかりと校長先生方に伝えていきたいと思います。

ありがとうございました。

続いて、「次のQRコードを読み取ってください」と、突然、こういう書き方をしましたが、今、教育研究所では、研究員が作成したQRコードによって、Google フォームというものを使って色々な練習問題を解かせたり、児童・生徒や保護者及び教職員のアンケートなども、これですべてできるようになりますということでありました。中を見ていただいたと思いますが、こういうふうにして研究を進めているところでございます。

このQRコードについて、何かご質問等ありませんか。

では、生徒指導の状況について、説明を加えたいと思います。

まず、非行等問題行動、9月中の出来事でございますけれども、これにつきましては、小学校1件、中学校ゼロ件、小学校の1件は、5年生1人、3年生2人による万引きでございます。これにつきましては、店舗から警察への通報があり、その通報によって親が呼び出され、親から学校へ報告が行われたというものでございます。

続きまして、不登校でございます。

4月から9月までをグラフにしております。何とか、一番高いところにかすかに済んでいるような状況ではございますが、小学校では50名、継続28名、新規22名、やはり、9月に新規が多いですね。中学校は130名になりまして、継続80名、新規50名、コロナ禍にありまして、なかなか厳しい状況でございます。

実は、これにつきましても、全国的な調査が行われまして、本市におきましては、同じようにしてその問いで答えてもらったものです。不登校数でございますけれども、小学校が42名、4.4名になります。宮崎県でいきますと337名、千人あたりに換算しますと5.6人、全国でいきますと8.3人、全国に比べると低いのですが、しかしながら、増加傾向にあることは間違いないと思っております。

中学校でございますが、都城市は164名、千人当たり37.0人です。これにつきましては、県が38.6人、国が39.4人という、かなり近い値になっているところでございます。合計しますと、昨年度の都城市の不登校数は206人、千人あたりに換算しますと14.7人になります。あとは数値を抑えていただきたいと思っております。

続きまして、交通事故でございますが、9月中の交通事故はございませんでした。

いじめに関するものにつきましては、先ほどお話を詳しくいたしましたので、今回、割愛させていただきますが、報告事案として、実は、小学校2件、中学校3件、特別に上がってきております。その中でも、5年生の女兒で、クラスの男の子を中心にしながら、14名の児童からいじめられたというケースを前にお話ししました。その続報が入りました。続報としましては、スクールカウンセラーが9月3日に被害児童と保護者、9月17日に被害児童と教育相談を行っております。相談では、学校生活に対する不安が少しずつ少なくなっているようであるというコメントをいただきました。また、9月24日、木曜日ですが、この学校の教務主任が保護者と教育相談を行って、5年生の教室で学習することを10月から、そして、宿泊学習がありますので、そちらのほうにも参加させるということを申し合わせました。少しずつクラスで過ごす時間も増えていっております。

この子ですが、10月になってどうだったのかと言いますと、徐々に学級に戻っているのですけれども、戻り方としましては、1時間から2時間程度です。運動会が控えておりましたので、予行練習は30分ほど本部席の近くの救護場所におりましたが、残りは自分たちのテントに行っておりましたということでございます。運動会には、実際にはリーダーとして一緒に参加して、そして、保護者もその様子を見られていたということでありました。貧血と診断されている部分がありますので、週1回ぐらいは休んでいるそうです。少しずつ良くなっているという状況でございます。

それから、中学生の続報ですけれども、中学校2年生の女の子、男の子とよくけんかをするみたいなことがあったのですが、9月はその関係が悪化することはなかったということで、うまく生活ができていますとい

う続報が入ってきております。

中学校2年生の男の子でございます。ちょっと気性の荒い男の子がいて、親もたまりかねて、その子につきましても、そういうことを矯正するわけではないのですけれども、そういう施設があるらしいのです。それを知人から聞いて、そこにやりましたら、非常に良くなったと帰ってきたのですが、その子がちょっといじめてしまったというそういう事案が上がってきて、それは様子を見ておいてくださいねとなっております。

続きまして、声かけ事案でございます。9月中はゼロ件でございます。

その他としまして、虐待案件があります。小学校4件ございまして、5年生女児が身体的虐待、2年生男児が身体的虐待、そして、6年生と3年生の女の子なのですがネグレクト、2年生男児なのですけれども、身体的暴力の疑いという形で上がってきております。

## 10 議 事

### 【報告第76号、報告第77号】

#### ◎教育長

それでは議事に入ります。

本日の付議事件は、報告10件、議案3件でございます。

では、報告第76号及び77号を学校給食課長から説明をいただきます。よろしく申し上げます。

#### ●学校給食課長

学校給食課です。よろしくお願いたします。

それではまず、報告第76号 学校給食費の徴収方法の変更につきまして、ご説明いたします。

学校給食費の徴収方法の変更につきましては、昨年度から検討を進めてまいりました。現在の本市における学校給食費の徴収方法につきましては、各小・中学校が保護者から徴収いたしまして、5つの学校給食センターに設置されている学校給食会へ納付しているところでございます。

お手元の資料の図になっている部分をお開きください。そちらのほうの、左側のほうが現在の学校給食費の徴収方法でございます。小・中学校のほうが保護者に給食費の請求をいたしまして、給食費の納入は口座振替、個別徴収、学校へ持参、そのような形で徴収をいただいております。そして、小・中学校のほうから、未納世帯への督促等を行っていただいているところでございます。このような形を、いわゆる私会計という形で運営しているということでございます。

先ほどの資料に戻っていただきまして、(2)でございますけれども、公会計化に向けた全国的な取組でございますけれども、文部科学大臣が平成29年12月に、市が給食費を徴収する公会計への移行の方針を発表いたしまして、昨年7月31日付でガイドラインが示されたところでございます。

このような形を受けまして、本市におきまして検討を進めてまいりまして、徴収方法につきましては、学校が保護者から徴収する従来の形をとるA案、そして、市が直接保護者から徴収するB案で、比較検討を進めてまいりました。小中学校事務改善委員会等で協議をした結果、公会計化へ可能な限り早く移行するためには、今の形で公会計に移行するということでは承いただいたところでございますけれども、ただ、委員会のほうからは、ガイドラインが基本的な形として示しているB案へ可能な限り早く移行してほしいというような意見が出されたところでございます。昨年度におきましては、徴収方法の変更は、令和3年度からということを検討したところでございました。

そして、大きな2番、令和2年度における検討状況でございますけれども、元年度の検討結果を踏まえまして、庁内の関係部署と協議を進めたところ、費用対効果の観点から、再検討が必要ではないかというようなことが出されました。

そのような状況を踏まえまして、次のような観点からB案が妥当ではないかとの判断、市が直接保護者から徴収する方法のほうが妥当ではないかという判断がなされまして、主要事業計画のほうで給食費徴収システムを導入する形での承認が得られたところでございます。

一つ目の理由といたしましては、5年間の経費を比較いたしますと、システム導入が必要となるB案のほうが高いということですが、その後も同じシステムで運用することが可能でありますので、結果的に差引手数料がB案のほうが低くなっていくという検討結果でございました。

裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

二番目としまして、B案のほうが学校の大幅な負担軽減となります。学校のほうは、未納世帯への督促、給食費の徴収、そのような業務が全部なくなるということがございます。

そして、三つ目は、A案で進めた場合には、その後、B案へどういう時期に移行するのかという判断が困難になると、この3つが大きな理由でございました。

このような状況から、現在の検討状況でございますけれども、給食費の納入方法につきましては、口座振替納付書での支払いというのを中心に考えておりまして、あと、児童手当からの差引につきましては、こども課と協議中でございます。

公会計へ移行する時期でございますけれども、令和3年度にシステムを構築いたしまして、令和4年度から公会計へ移行する予定でございます。

今後の進め方としましては、令和3年度のシステム構築に向けまして、小・中学校のほうでデータの整理等の協力をいただきたいということで、今月の19日に校長会が開催されますけれども、そちらのほうで協力依頼をする予定にしております。そして、年が明けまして、来年の2月頃に、学校事務担当者説明会を開催いたしまして、令和3年度にシステム構築に向けた作業テスト等、そして、令和4年4月から保護者から市が直接徴収を開始したいと考えております。

以上が、報告第76号でございます。

続きまして、報告第77号につきまして、ご説明いたします。

ふるさと給食の実施でございます。本年度は「みやこんじょぎゅぎゅっとハンバーグ」ということで、牛肉を使ったハンバーグということで、提供したいということを考えております。ふるさと給食につきましても、3年前から牛・豚・鶏、そしてまた牛という形で今回提供するということになりました。11月16日から26日までの8日間で、予算が900万円で提供する予定にしているところでございます。

市長を囲んだ会食につきましては、11月19日、木曜日、11時50分から12時40分まで、西小学校のほうで予定しているところでございます。

以上で、報告第77号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、2つの報告につきまして、何かご質問がありましたらよろしく願いいたします。

#### ○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

質問をさせていただきます。2点あります。

1点は、変更後に保護者が口座振替納付書等で、市の学校給食センターの口座に振り込むということですが、振込料とか、対象の銀行とかありましたら教えてください。振込料の関係が1点です。

もう1点は、食数の変更等の報告をしまして、長期欠席、1週間以上の欠席とか、学校行事、修学旅行とか、私事等で給食を食べなかったとかいう場合には、個人個人学校が返金をしておりましてけれども、この

返金については、保護者の口座へ給食センターのほうから返金が出るということがあるのかどうか。2点です。よろしくお願いします。

●学校給食課長

まず、1点目でございますけれども、振込手数料につきましては、市の方で負担するということになっております。市内の金融機関でありますと、全て対象になるということでございます。

そして、食数の変更等でございますけれども、毎月小学校ですと4,000円、中学校ですと4,500円ずつ引いていきますけれども、最後の月でそれぞれの児童・生徒ごとの食数ごとに精算をして、最後の差引のところで調整をするということになりますので、返還するような形ではなくて、最終的に変更があった場合には還付という形で市の方から直接保護者の口座に返すという形になります。

○岡村委員

個人で金額は違うということによろしいですか。

●学校給食課長

そういうことです。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

○赤松委員

思い起こせば、私どもは学校でこういうことに何年間も携わってきました。学校でお金を集めて、間違いないかをチェックしてという仕事をしましたので、今回の学校教育課長の説明をお聞きして本当にすばらしい変更だなと思っています。

担任がお金に携わっているのは、本当に大変な負担を抱える事務でしたので、それがこういうことでなくなるということであれば、すばらしい変革になると思いますので、思い切って推し進めていただきたいと思えます。

教材費や修学旅行の旅費やPTA会費、この辺はどうなっているのか、今の現状を、後で学校教育課長のほうにお尋ねしたいと思います。

◎教育長

ほかにはございせんか。

それでは、報告第76号及び第77号を承認いたします。

どうかよろしくお願いいたします。

●学校給食課長

ありがとうございました。

**【報告第79号、報告第80号、議案第30号】**

◎教育長

それでは続きまして、報告第79号、80号及び議案第30号を都城島津邸館長から説明いただきます。よろしくお願いします。

●都城島津邸館長

都城島津邸の山下でございます。

それでは、報告第79号、80号、議案第30号について、ご説明いたします。

まず、報告第79号 国文祭・芸文祭みやざき2020 さきがけプログラム「天孫の往来 記紀神話と都城を結ぶもの」開催要綱の制定についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

まず、展示の趣旨でございますが、本展示は、令和3年度開催の都城市3館周年記念特別展、これも国文祭関連行事であります、のプレ展示として開催いたします。『古事記』、『日本書紀』では、後の天皇の祖先とされる登場人物が、日向、薩摩、大隅地方を訪れたことが記されておりまして、彼らが移動したとされる先々で、神話が生まれております。後世の人々はこの神話を様々に解釈しながら研究を進め、神話にちなむ旧跡を検証するなどして、それらの伝承を今に伝えております。

今回の展示では、当館が収蔵する都城島津家史料を中心に、記紀神話に見える天孫の移動とそれに伴う神話の発生を追いながら、江戸時代以降の薩摩藩の国学者による神話研究の足跡を紹介いたします。

展示期間は、令和3年1月23日、土曜日から3月7日、日曜日まで。主な展示史料は、資料に写真で掲載したとおりでございます。『日本書紀』と本居宣長の『古事記伝』をはじめとする古事記関連の書籍のほか、「神代山陵考」、「吾平山陵絵図」などを予定しております。この「神代山陵考」、「吾平始良山陵絵図」というのは、神話に登場するニニギノミコト、その子どもの山幸彦（オオリノミコト、さらにその子どものウガヤフキアエズノミコト、三人の墓に関する史料でございます。

続きまして、報告第80号 都城島津邸古文書講座の開催要綱の制定についてでございます。

資料をご覧ください。

まず、開催のねらいでございます。本講座を開催し、古文書を読むことによって、地域の歴史に対する関心を高め、当館の活動への理解を深めてもらうことを目的として、実施いたします。

次に、開催日時及び開催場所でございますが、講座は、今回6回の連続講座とし、来年1月9日、土曜日から原則隔週で、都城島津伝承館2階の交流室での開催を予定しております。

時間は、午後2時、14時から16時、午後4時まで。日程の詳細につきましては、資料にお示ししたとおりでございます。講師は、都城島津邸学芸員が務めます。各回に2、3点の古文書を配布し、受講生に読んでいただくという形で進めてまいります。

参加料は、資料代等として500円を予定しております。

募集定員は10名、募集の告知は市広報12月1日号を予定しております。

申込方法ですが、電話で都城島津邸へ直接お申込みいただき、定員になり次第締め切りといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、募集定員は交流室定員の50%以下としており、会場内の座席は距離をとり、検温及び手指の消毒等を徹底してまいります。また、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、市の方針に従い、中止する場合もございます。

これまでの参加者数についてですが、資料にお示ししております。そのとおりでございますが、昨年度は初級講座全5回と上級講座全6回の2講座を実施しております。その合わせた応募者数が29名です。全11回の延べ受講者数が153名でございました。

最後に、議案第30号 国文祭・芸文祭みやざき2020 さきがけプログラム「天孫の往来 記紀神話と都城を結ぶもの」の観覧料の設定についてでございます。

資料をまたご覧いただければと思います。

これは、先ほど報告第79号で説明いたしました国文祭関連展示の観覧料について定めるものでございます。企画展や特別展の観覧料については、関係資料にお示ししたとおり、都城島津邸条例第8条第2項に基づくものでございます。今回の観覧料については、お示しした資料のとおり、一般220円、大学生・高校生が160円とし、中学生以下については、積極的に学習等に利用してもらうことを意図しまして、無料としております。カッコ内は、20名以上の団体料金で、一般160円、大学生・高校生が110円でございます。

なお、過去2か年の同じ時期における都城島津伝承館の入館者数は、資料でお示ししたとおりで、平成30年度が1,464人、令和元年度が1,235人となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第79号、80号及び議案第30号につきまして、ご質問等ありましたらよろしく願いします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

報告第79号ですが、ここで都城市3館周年記念特別展というタイトルになってます。この3館というのは、島津邸と薩摩川内市の歴史資料館などとの連携で行うということですか。

●都城島津邸館長

この3館周年は、国文祭関連展示でございまして、都城島津邸と都城歴史資料館、それと高城郷土資料館の3館でございます。ちょうど、当館が10周年、歴史資料館・高城郷土資料館が30周年という形になります。

○濱田委員

よくわかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第79号、第80号及び議案第30号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●都城島津邸館長

よろしく願いします。ありがとうございます。

### 【報告第78号】

◎教育長

それでは、報告第78号を美術館長からご説明いただきます。よろしく願いします。

●美術館長

美術館でございます。よろしく願いします。

説明に入ります前に、別紙の差し替えをお願いいたしました。総数と居住者別などに若干の修正がありましたので、差し替えをさせていただきました。大変申し訳ございません。

それでは、報告第78号 都城市美術ウェブ展の応募状況について、ご説明させていただきます。

今、お配りした別紙にありますように、97人、163点の出品がございました。このうち、平面2点、動画映像1点の計3点につきまして、重複応募がございましたので、この3点を選外といたしまして、160点を入選作品として、現在、美術館ホームページの特設サイトで公開中でございます。また、図書館にパソコンで観覧できるように特設コーナーを設置していただいているところでございます。

それでは、応募状況の詳細について、説明いたします。

まず、97人中約半数の45名の方が初出品でした。しかしながら、過去の出品者は52名にとどまっており、60歳以上の年齢層の多くがウェブ応募を敬遠したと推測しております。実際によく判らないから出品しなかったという年配の方の声も聞いております。

次に、居住者別ですが、県内の割合が増えております。これは、宮崎市で障がいのある方たちの表現活動

をサポートしているアートステーションどんこやから7名、9作品の出品がありましたので、増えたところ  
です。今回ウェブということで、出品しやすかったと考えられております。

また、毎回出品していただいておりますトラウトマンという方が、新型コロナウイルス感染症のため来日  
できなかったため、アメリカからの応募になりました。その際、大学の同僚や生徒への声かけをしていただ  
いたようで、海外から多数の応募があったところでございます。今回のウェブ応募の利点の一つと考えてお  
ります。

次に、年齢別ですが、今回は40代、30代、20代の応募割合が増加しております。若い世代にとって、ウ  
ェブでの応募がしやすかったのではないかと考えております。

次に、昨年度初めて映像が1点出品されましたが、今回は9点、うち1点は重複でしたので8点の映像の  
作品が出品されております。これも、ウェブの利点であると考えております。

最後に、美術館といたしましては、100点以上の応募を目標としておりましたので、一応目標はクリアし  
たところでございます。また、ウェブ展を実施したことで、いろんな広がりがあることがわかりましたので、  
今後の市美術展を考える上で大変参考になりました。しかしながら、大きさや細かい質感がどうしてもウェブ  
上では伝わらないという限界も痛感したところでございます。

以上で、市美術ウェブ展の応募状況の報告を終わります。よろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第78号につきまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

○濱田委員

すみません、質問ではないのですが、色々考えさせるいい数値かなと見ていました。今、ご説明のとおり、  
全体としては半分には減っていますが、若い世代の比率は逆にパーセントとしては上がっているのです、コロナ  
の影響、お年寄りにはちょっと厳しかったのかなと思っております。海外の話もありましたので、新しい試  
みがこれをもとに、これからの企画に生かせるのかなと思いました。

○赤松委員

私も同じように、こういう時期であるからこそ、こういう取組を進めるということは、大事にしていかな  
ければいけない取組だなと思って、すばらしいことだなと思っております。

ちょっと細かいことなのですが、年齢別、例えば、高校生が4と点数が書いてあって、人数が入っていま  
せんよね、10代に入るのかなと思って、ここだけなぜ高校生という選択肢でまとめているのがちょっとわ  
からなかったのですが。

●美術館長

10代6名のうち4名が高校生でございます。高校生につきましては、高校生だけで入賞するようになって  
いますので、一応、数字を高校生何名のうち何名が入賞したというデータをいつも取っていますので、今  
回、高校生4名ということで、数字を挙げさせていただいたところです。

○赤松委員

わかりました。

◎教育長

高校生4名の受賞者がいるということですね。

○赤松委員

若い人がチャレンジできることはいいことだと思います。大いに進めていただきたいと思います。

○濱田委員

高校生や10代の応募が減った理由は何かありますか。

●美術館長

昨年度が10代43名のうち41名が高校生だったのですが、これは、高校の美術部とか、書道部が出品していただいておりますが、今回、ウェブ上ということで、その出品がなかったのが、数字が減っております。

◎教育長

高校3年生にとっては、高校の部はなくなってしまうので、そこだけはちょっと悲しいですね。チャンスが一つ減ってしまうということですね。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第78号を承認いたします。ありがとうございました。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第73号、議案第28号、議案第29号】

◎教育長

それでは、報告第73号、議案第28号及び第29号をスポーツ振興課長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

●スポーツ振興課長

報告第73号 スポーツ振興課では、社会体育活動の全国大会に参加する個人または団体に対し、補助金交付要綱を定め、補助金の交付を行っております。また、コミュニティ文化課では、芸術文化活動の全国大会等の参加費補助金要綱を定め、同じく補助金を交付しております。しかしながら、国外大会等の出場に対する補助金交付金の定めが現在のところない状況であります。今回、国を代表して出場する市民を支援し、経済的負担を軽減するため、国外大会についても支援できるよう、新たに要綱を制定するものでございます。

なお、今回の国外大会参加支援金交付要綱につきましては、スポーツ及び芸術文化を一本化にして、制定しております。支援額は個人に対して5万円、団体は5万円に構成人数を乗じて50万円を限度として支給するものでございます。

参考までに、資料としまして、県内の他市町村の交付状況を添付しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定、高城運動公園外3施設について。議案第28号は、高城運動公園、都城市高城勤労青少年ホーム、都城市石山体育センター、都城市高城農村環境改善センターの指定管理者について、候補となる団体を公募したところ、4団体の応募があり、9月に開催されました選定委員会により、指定管理者候補団体としてNPO法人都城盆地スポーツクラブが選定されました。

次の関係資料をご覧ください。

1番目は、NPO法人都城盆地スポーツクラブの概要となっているところでございます。

下のほうの2の指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

次ページの3番ですが、施設及び業務の概要となっているところでございます。

4番、選定基準となる6つの項目に対して、NPO法人都城盆地スポーツクラブが提案された事業計画の内容をこちらに記載しているところでございます。

5番のところに行きますと、これが選定結果の概要となっております。特に、(3)選定理由がございしますが、選定基準に対して選定委員会による意見、結果内容をこちらに記載しているところでございます。

次ページですが、(4)選定委員会における主な意見も掲載しておりますので、こちらもご参照ください。

なお、選定結果につきましては、別表の一覧があると思っておりますが、こちらをご覧ください。先ほど申し上

げた選定基準に基づき、右側の選定内容に沿って採点を行い、4団体の採点結果をお示ししております。裏面の最後に合計得点を記載しておりますが、指定管理者候補団体は1,320点中919点となっており、次いで875点、684点、575点となっております。

今後の予定につきましては、本日の庁議の承認を11月中旬以降に応募団体へ選定結果の通知及びホームページで公表するとともに、選定された団体を指定管理者とする議案が12月議会で可決された場合、同団体が指定管理者として本施設の管理運営に当たることとなります。

最後に、大変申し訳ございませんが、本件につきましては、選定結果公表前であることから、議案及び関係資料の取り扱いについては細心のご注意をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

続きまして、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定、地区公民館、地区体育施設22施設について、議案第29号の公の施設の指定管理者の指定、地区体育施設22施設について、ご説明いたします。

議案第29号は、スポーツ振興課が所管しております各地区体育施設の管理につきまして、現在の指定管理委託期間が来年の3月で満了を迎えることから、令和3年度から5年間の指定管理者候補を選定したものでございます。本庁管内11地区にある地区体育施設の管理につきましては、施設利用者のほとんどが地区住民であることから、これまで地域に密着した地区体育協会等に非公募で委託してまいりました。今回も同様の理由から、次期指定管理についても、資料にあるとおり、非公募として委託することとしたものでございます。この選定結果につきましては、12月定例議会で議案として上程し、可決されますと、正式な契約となる基本協定書を締結するものでございます。

別添の資料の地区体育施設指定管理者一覧をご覧ください。地区体育館11か所、市民広場11か所の22施設について、一覧をお示ししております。13団体に委託するものでございます。

なお、委託期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第73号、議案第28号及び29号につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

議案第29号につきまして、お伺いしたいことがありまして、質問させていただきます。

会計簿を拝見させていただきました。会計簿の中で、それぞれの地区が色々な科目に分かれていて、順番とか、内容も報償費なのか、報酬なのかとかという表記の仕方が色々あるのですけれども、例えば、事業計画書等は大体、どの公民館も同じ表現なのです。統一されていると思うのですが、会計決算書、収支決算書につきましては、科目についてそれぞれの各地区の様式を統一していただくことは考えられないのか、ということと、もう一つは、収支決算額で、残額が非常に多くて、繰越金が調べて一番大きかったのが92万8,440円という形で、繰越しが非常に大きくなっているわけなのですが、これにつきまして、市のほうの指導とか、あるいは委託料を減らすとか、そういうふうな考え方はないのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

●スポーツ振興課副主幹

私が回答させていただきます。スポーツ振興課の岩元です。

まず、一つ目の様式については、最初にその前の事業計画書は全部揃っているのというご意見なのですが、実際、管理していただいている指定管理者が作り方がわからないというのもありまして、私どものほうで見本を提示して作っているというのがあります。データを実際送ってきてもらいまして、ほとんど

同じようなものが出来上ってしまっているというのがあるのですが、この指定管理の決算については、各指定管理者で独自で今まで設定していたというのがありますので、もし、こういうご意見をいただいたということで、機会があれば、次の機会に私どものほうが何か見本を示して、これを参考に決算書を作っていたくないかということで、進めていければと思います。そのように、今度、話し合いをする場があったときに、その機会を設けたいと思います。

残額の差なのですけれども、実は、過去3年間で草刈り単価というものを見直してきております。各市民広場の草刈りを各指定管理者にお願いしているのですけれども、民間の金額とか、ほかの指定管理の金額と比べてときに、ここを受けていただいていた指定管理料がすごく少なく見積もられていたものですから、3年間にかけて徐々に増やしてきたという経緯がございます。ただ、この指定管理料を増やしていただいたのはありがたいのですけれども、今までどおりの支払いを、業務を担っていただいた方たちに払っていたというのがありまして、私たちが今年になって、残額が増え続けると減らすことも考えないといけなくなるし、賃金を増やすために指定管理料を増やしているというのが一番の目的なので、特に、ボランティアでしている地域とかがあります。それは市民広場を少年団の野球チームとか、サッカーチームで利用している方たちがボランティアで草刈りを、すごく安い金額で請け負っていただいている地区もあります。地区によっては、指定管理者が役員さんたちで、自分たちで刈っているところもあります。そこは賃金を増やしたりして見直ししているのですけれども、特にボランティアで入っているところはすごく少なく請け負っている事情がありましたので、ほかの地区の金額を提示して、こういう形で賃金を定めていますという話し合いを設けていますので、今年はそういうことがないようにお願いをしているという事情があります。

●スポーツ振興課副主幹

地区施設につきましては、老朽化している施設もありまして、修繕があったり、なかったりというときに、残ったり、ぎりぎりだったりということも出てきております。年に1回、モニタリングとあって、我々が現地に行って、会計なども、事業の進め方も指導に入っているところがありますので、その辺で、情報を我々も仕入れながら、ここは使い方もこうですよと指導していつている状況ではございます。

●スポーツ振興課副主幹

草刈り機を買うために貯めているというところもありまして、70万円ぐらいするものですから、次のときに買うために繰り越ししている地区もあります。

●スポーツ振興課副主幹

残金が多いと、指定管理料に影響しますので、その辺がないようにご指導は今後もしていくつもりでございます。

◎教育長

合理的な事情も踏まえながら、また出ていって指導をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○赤松委員

28号についてですが、エントリーされた4つの団体の採点結果もきちんと説明がしてありまして、最高得点919点を取ったところが選ばれたということで、公平な判断の結果、選ばれているということですので素晴らしいことだと思います。先ほどの説明でよく理解できます。ありがとうございました。

◎教育長

ほかにございませんか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

ちょっと3点ほど教えていただきたいのですが、今、赤松先生からもご質問がありました団体、28号の、

ほかのA、B、Cは市内の団体なのか、県内なのか、申請してある場所、どこの団体か教えてください。

●スポーツ振興課副主幹

一つ団体は、市外の団体。あとの3団体は市内。

○中原委員

市外というのは宮崎市ですか。

●スポーツ振興課副主幹

福岡になります。

○中原委員

県外ですね。わかりました、ありがとうございます。

それから、今度は、第29号、2点ほど教えていただきたいのですが、まず、ページ数が分からなかったのですが、小松原地区体育館の収支決算書の中の備品購入費の説明書きがない、この75万円というのが何だったのかを、お知らせいただきたい。

●スポーツ振興課副主幹

これは、草刈りのピーバーとか買ったとかしているのをこの中に計上しております。細かく書いているのですけれども、モニタリングで聞いたときにはそのようなものを買っているということで、確認しております。乗用草刈り機とかも70万円ぐらいします。そういうものを買っていると言っておりました。

○中原委員

そのことが説明書きで書いてあると、予算額に対して倍以上のものでしたので、内容を記載してください。

それと、庄内地区なのですが、収支決算書、同じ備品の、結構、知らないことが多いのですが、アジャッタ台というのは。

●スポーツ振興課副主幹

アジャッタというのは玉入れ、かごがあって、実際は玉入れです。早く球を入れていくという競技なのですが、そのスポーツの備品です。道具ですね。

○中原委員

アジャスターではないですね、アジャッタですね。

◎教育長

オールジャパン玉入れ協会だそうです。確か。

●スポーツ振興課副主幹

最近、流行っていますので。

○中原委員

存じ上げずに失礼いたしました。以上です。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第73号、議案第28号及び29号を承認いたします。

ありがとうございました。

●スポーツ振興課長

ありがとうございます。

【報告第74号、報告第75号】

◎教育長

続きまして、報告第74号及び第75号を生涯学習課長から説明いただきます。よろしく申し上げます。

●生涯学習課長

生涯学習課長の加藤です。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは始めに、報告第74号 臨時代理した事務の報告及び承認について。令和2年度都城市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱及び任命について、説明いたします。

放課後子ども総合プランは、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの2つの事業を連携して進めていくもので、事業の推進に当たり、運営委員会を設置しています。委員の委嘱については、都城市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱または任命することになっております。

今回、お手元にお配りしています別紙のとおり、13名の委嘱または任命について、臨時代理したことを報告し、承認を求めるものでございます。

委員の選出は、各組織からの推薦によるもので、構成については、学校関係者2名、放課後子ども教室関係者5名、放課後児童クラブ関係者3名、行政関係者3名となっております。なお、社会教育関係者は放課後児童クラブ関係者の1名、児童福祉関係者は放課後児童クラブ関係者の2名と重複しております。新旧の構成は、新任4名、再任9名で、委嘱期間は、令和2年10月21日から令和3年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第75号 臨時代理した事務の報告及び承認について。都城市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、説明いたします。

高崎地区に開設しています高崎放課後子ども教室は、縄瀬多目的集会所で開催し、現在、12名の児童の参加があります。スタッフはコーディネーター1名、教育活動サポーター4名の計5名で運営しています。その中の教育活動サポーターの一人が諸事情により冬場の間、これまでどおりの勤務が難しくなったため、それを補うために新たにスタッフ1名を探して、お願いたしましたものです。

お手元の資料にあります溝邊喜一郎様を高崎放課後子ども教室教育活動サポーターとして委嘱するものです。溝邊様は、高崎町縄瀬にお住いで、現在の高崎放課後子ども教室のコーディネーターからの推薦があったものです。今回、令和2年11月2日付で委嘱し、委嘱期間は令和2年11月2日から令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第74号及び75号を含めて、質問等ありましたらお出しください。お願いいいたします。

それでは、報告第74号及び75号を承認いたします。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

●生涯学習課長

ありがとうございました。

◎教育長

暫時、休憩をいたしたいと思っております。

【報告第72号】

◎教育長

それでは、休憩前に引き続き、お願いいいたしたいと思っております。

報告第72号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

●学校教育課長

よろしくお願ひします。

報告第72号 都城市教育資金融資取扱要綱の一部改正について。都城市教育資金融資取扱要綱を別紙のとおり、一部改正いたしました。都城市教育資金融資取扱要綱第7条第3号中の融資期間を10年以内から15年以内に改めるものです。

都城市教育資金融資制度は、市と九州労働金庫都城支店が提携した教育ローンで、市が一億円を預託し、九州労働金庫の資金1億円の合計2億円で融資が行われております。現在の融資限度額は一人当たり300万円、融資期間は10年以内、金利1.3%となっております。このたび、九州労働金庫都城支店長から、融資期間延長の要請がございました。

そこで、県内各自治体の提携教育ローンを調査したところ、宮崎市、延岡市及び串間市が既に融資期間を15年以内としており、金融機関の各種教育ローンの融資期間も返済月額を安く抑えるため、おおむね15年から20年以内となっております。

今回、三股町も同様に融資期間の見直しを行う意向とのことから、本市も令和3年度からの融資について、期間を5年延長し、15年以内とするものでございます。

以上で、学校教育課の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第72号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、報告第72号につきまして承認をいたします。ありがとうございました。

●学校教育課長

ありがとうございました。

【報告第71号】

◎教育長

続きまして、報告第71号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

教育総務課長

教育総務課です。報告第71号 専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

名義後援につきましては、令和2年9月15日から10月14日までに承認したものでございます。6件を承認しております。いずれの事業も都城市教育委員会の名義後援の承認に関する要綱にあります対象事業、対象団体に該当するため、承認をしております。

次のページをお開きください。

共催につきましても、同期間に申請があったもので、4件を承認しております。内訳は、スポーツ振興課1件、島津邸1件、学校教育課2件となっております。現時点では、全ての事業が開催予定となっております。

以上で、報告第71号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎教育長

それでは、報告第71号につきまして、何かご質問等ありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第71号を承認いたします。ありがとうございました。

●教育総務課長

ありがとうございます。

## 11 その他

◎教育長

それでは、その他としまして、各課から何かありましたらお願いいたします。

●生涯学習課長

生涯学習課のほうから、成人式についての報告があります。先にそれを伝えておきます。

●教育総務課

私のほうから、11月1日から12月31日までの間の委員の皆さまにご出席いただきます行事等についてお知らせいたします。

まず、本日が11月の定例教育委員会となっております。

続きまして、11月9日、月曜日に有水小学校へ支援校訪問ということで、お一人、委員の方に行ってください予定となっております。

続きまして、11月12日です。この日が妻ヶ丘中学校の支援校訪問となっております。

めくっていただきまして裏面をご覧ください。11月25日、水曜日が12月定例教育委員会となっております。13時30分から、同じくこちらの委員会室で開催予定となっております。

12月3日なのですが、現在、仮ということで、区市町村対抗駅伝結団式がコミュニティセンターで夜の19時から行われる予定となっております。教育長職務代理者 赤松委員のほうに出席をお願いする予定となっておりますので、改めてスポーツ振興課のほうから案内があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。12月末までの行事予定については以上になります。よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、生涯学習課長からよろしく願いします。

●生涯学習課長

それでは、生涯学習課のほうから連絡事項を1件だけお願いしたいと思います。

お手元のほうに資料としまして、成人式につきまして、A4の縦で成人式開催日程とファックスでお返事をいただくための日程調整表とこれまでの各地区成人式の市長出席調整表をお配りしているかと思うのですが、今年の令和2年の成人式につきましては、前回の定例教育委員会のほうで実施の内容につきましてはご説明させていただいていたところなのですが、現在、準備を進めている中で、当日の、例年、市長祝辞の代読や成人証書授与を教育委員の皆様をお願いしているところなのですが、今回の成人式につきましては、市長祝辞がビデオメッセージで対応することになりましたので、その願いがなくなったのですが、成人証書授与が残っておりますので、それにつきまして、今回ご協力をお願いしたいということでまいりました。

日程表につきましては、一覧表を付けておりますが、教育委員の皆様に関係ある部分につきましては、ファックスでお返事をいただくようにしております日程調整表をご覧くださいとありがたいと思います。表題が令和2年度成人式（令和3年1月日程調整表）なのですが、お願いしたい地域は、こちらに書いております五十市、志和池、西岳、泉ヶ丘附属中学校、沖水の5か所をお願いしたいと考えております。

上4つにつきましては、1月3日、今回三が日の最終日のほうが3日で、とり行うということで、例年よ

り1日早い状況等が発生しておりますが、1月3日に4か所、1月4日に1か所ということにしております。時間帯につきましては、式典開始時間を記載しておりますが、この時間帯で始まりまして、コロナ対策の関係で、式典の短縮という方向にしておりますので、30分で式典は終わる予定にしております。ただ、五十市地区だけご覧のように、五十市地区公民館で2回に分けて開催するということになりましたので、10時からの式典と11時30分からの式典2回ございますので、同じ方に、大変申し訳ないのですが、2回出席いただければとお願いするところがございます。会場につきましては、こちらに書いてあります各地区公民館等になりまして、一番右の可能という欄に、当日出席可能かどうかということに丸印を入れて、参加できる地区に丸印を付けていただいて、11月12日までにご回答いただければ、その地区はメール等がかまいませんので、お返事いただければ、それをもってまた調整をしまして、改めてお願いをしたいと考えておりますので、こちらの方にご記入方よろしく願いいたします。

こちらからの説明は以上ですが、何かご質問があれば、お受けいたします。

○中原委員

祝辞は、今回はあるかどうかまだはっきりしないのですか。

●生涯学習課長

祝辞につきましては、全てビデオメッセージで全ての会場で市長のビデオメッセージを作成いたしますので、それを流すということになりました。一つお願いする事項が減ったということになります。

○中原委員

参加だけという感じですか。

●生涯学習課長

参加していただいて、成人証書だけをお渡しいただければと。多分、男女2人ぐらいはステージに上がってくると思いますので、それをお渡しいただくことになります。

◎教育長

西岳は多分全員になるかも。

●生涯学習課長

そうですね、西岳は人数が少ないものですから、全員になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○岡村委員

会場のことなのですが、同じ場所で同じなのかなと思ったのですが、都城市の総合文化ホール中ホールが4日と3日とかですか。

●生涯学習課長

この表が開催日に合わせて作ればよかったのですが、地区ごとに並べてしまった関係で、ちょっと見にくくなりますけれども、総合文化ホールは3日の日に3地区、4日の日に4地区ということで、開催する予定なのですが、教育委員の皆さんのほうにはそちらのほうではなくて、地区公民館のほうをお願いしたいと考えております。

○中原委員

聞きそびれてしまったのですが、ここから選ぶということですね。

●生涯学習課長

そうですね、教育委員の皆様をお願いしたいのはこの表のこの会場だけをご都合をお聞かせいただければ、あとは全部、教育委員会のほうで対応いたしますので。

○中原委員

ここで選んでも別のところになる可能性もあるということですか。

●生涯学習課長

これが全体の開催場所の一覧表でありまして、このうちの中に書いてあります5か所を教育委員の方にお願ひしたいと考えておりますので、それぞれに出席が可能であれば、可能の欄に丸を付けていただいて、難しいときには空欄もしくは×印で結構です。

○中原委員

わかりました。ここにみんな収まるという感じですね。

●生涯学習課長

そうですね。4名いらっしゃるので、教育長も含めて5名という形になりますので、どちらかの地区にお願ひしたいと考えております。

◎教育長

わかりました。

それでは、また連絡をさせていただきますので、お待ちください。

●生涯学習課長

よろしくお願ひいたします。

◎教育長

よろしくお願ひします。

今後の予定はさっき言いましたね。

1月の定例教育委員会は1月6日、水曜日でよろしいですね。

○岡村委員

12月5日、新人権啓発推進大会というのが以前予定されていたのではないかなと思うのですが、これはないですね。

◎教育長

ないですね。中止になっていますね。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

また、中止した部分をちゃんとお知らせ願ひします。

では、以上をもちまして、11月定例教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。